

庄内南部新規就農者研修受入協議会

設 立 総 会

日時：令和7年3月27日（木）15：00～

場所：鶴岡市役所別棟2号館

次 第

1. 開 会

2. ご挨拶

3. ご祝辞

4. 報 告

資料1

5. 議 事

第1号議案 設立趣意書について

資料2

第2号議案 協議会規約の改正について

第3号議案 令和7年度事業計画及び予算案について

6. その他

7. 閉 会

出席者名簿

敬称略

所属	部 署	役 職 名	氏 名	備考
鶴岡市		市長	皆 川 治	
三川町		町長	阿 部 誠	
庄内町		町長	富 樫 透	
山形県庄内 総合支庁	産業経済部	次長(兼)農業技術 普及課長	佐 藤 和 則	来賓
	産業経済部 農業振興課	課長	長谷川 慎一	来賓
鶴岡市	農林水産部	部長	岡 部 穰	設立準備委員 会会長
	農業委員会	事務局長	伊 藤 幸	
	農林水産部 農政課	課長	伊 藤 弘 治	同事務局長
		SEADS 校長(兼) 農業経営者育成主幹	百 瀬 清 昭	
		専門員	佐 ヶ 木 遼	
	市新規就農者 研修受入協議会	アドバイザー	結 城 和 博	
		アドバイザー	武 田 壮 一	
三川町	産業振興課	課長(兼)農業委員 会事務局長	須 藤 輝 一	
		課長補佐	菅 原 勲	
庄内町	農林課	課長(兼)農業委員 会事務局長	渡 部 桂 一	
		課長補佐	今 井 真 貴	
J A 鶴岡	営農販売部 生産振興課	経営支援係長	菅 原 正 成	営農販売部長 代理
J A 庄内たがわ	営農販売部	部長	成 澤 真 一	
J A あまるめ	営農販売部	次長	佐 藤 智	

(1) 担い手数の現状

○ 基幹的農業従事者数

単位：人			
年度	山形県	庄内南部	鶴岡市
H27	45,821	7,439	5,453
R2	39,034 (-6,787)	6,350 (-1,089)	4,640 (-813)

【出典】農林水産省 農林業センサス

○ 新規就農者数

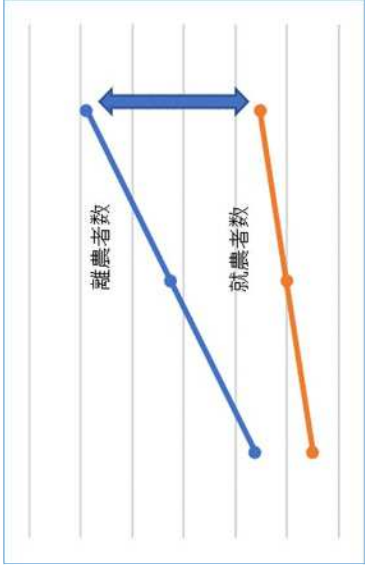
単位：人			
年度	山形県	庄内南部	鶴岡市
R4	358	66	54
R5	378	63	52
R6	383	43	34

【出典】山形県新規就農者動向調査

✓ 庄内南部では年間平均200人(-1,089/5年)
の農業者がリタイア(60歳以上の割合が69.8%)

✓ 庄内南部では年間60人前後が就農
うち約7割は研修を希望しない親元就農
や雇用就農

✓ 離農者数が新規就農者数を上回って
おり、その差は年々拡大している



1 (2) 鶴岡市新規就農者研修受入協議会の目的・役割

<目的> 新規就農者の着実な育成・確保と担い手としての定着

<役割> ・就農希望者が農業研修を実施するための調整を行う研修受入組織（平成27年設立・鶴岡市 県内初）

・新規就農希望者のプラットフォームとして、就農希望者と面談し、希望する研修内容に最適な「研修受入農家」とマッチングを行い実習と座学のオーダーメイドの研修計画を作成し、研修中の実施状況を確認・助言する（国の就農準備資金の交付要件である「県が認定した研修機関」として認定済み）

(3) 庄内南部広域化で発揮するメリット

- 1) 実習先の選択肢（品目、栽培方法等）が庄内南部全域に広がる
- 2) 交流の広域化により、新規就農者同士のネットワークの拡大に繋がる
- 3) U I ターン者等に対し、市町や J A が動機付けから研修・就農・営農まで一貫して直接関わることができる
- 4) 研修受入協議会の研修生募集や P R 活動の広域連携・活動強化が図られる 等

(4) 広域化により活動を強化する点

- 1) 地元地域での就農（研修）希望者の掘り起こし
- 2) 首都圏等の就農イベントにおける共同出展の実施
- 3) 就農支援アドバイザーの増員（2名→3名体制）による研修中・研修修了後の相談・指導活動の充実
- 4) 広域での新規就農者学習会・意見交換会・交流会の開催
先行して令和7年2月18日に県(庄内総合支庁農業技術普及課)と1市2町共催で新規就農者研修・交流会を開催
- 5) 事務分担による事務局体制の強化

(5) 運営体制の強化

【現在】 シニアアドバイザー 1名
就農支援アドバイザー 1名
(会員) 鶴岡市、鶴岡市農業委員会
J A 鶴岡、J A 庄内たがわ

会長：農林水産部長 副会長：2 J A 営農担当部長
事務局長：農政課長



【R7以降】 シニアアドバイザー 1名
就農支援アドバイザー 2名
(会員) 鶴岡市、三川町、庄内町、各市町農業委員会
J A 鶴岡、J A 庄内たがわ、J A あまるめ

会長：市農林水産部長 副会長：3 J A 営農担当部長
事務局長：市農政課長 事務局次長：2 町農政担当課長

(6) 当面の目標 KPI(5年後)

研修生数 受入協研修生の掘り起こしを進め30人を目標にする

	R2	R3	R4	R5	R6	R7見込	R11目標
受入協 研修生	13人	20人	16人	15人	16人	20人	30人

登録農家数 広域化した区域から増加を図る

	R6	R7見込	R11目標
登録受入 農家数	50人	52人	60人

庄内南部新規就農者研修受入協議会 設立趣意書

庄内南部地域（鶴岡市・三川町・庄内町）の農業経営体は、2020 年農林業センサス統計によれば 60 歳以上の割合が 69.8%となっており、農業者の高齢化が顕著になっている。また、農業就業者全体のうち今後の主力の担い手として期待される 20 歳から 50 歳までは僅か 10.7%と、農業者の高齢化と後継者不足は深刻な課題となっている。

国では新規就農者育成総合対策として、就農準備資金や経営開始資金、経営発展支援事業等を実施しており、庄内南部地域の各市町において従来年間合計 35 名前後で推移してきた新規就農者数が、令和 2 年度以降の直近 5 年では平均 57 名と増加するなど、一定の効果を上げている。

また鶴岡市においては、令和 2 年 4 月に新規就農者の育成確保を目的に農業経営者育成学校 S E A D S を開校し、地元の農業協同組合、教育研究機関、企業、県等とも連携し、これまでに同校から 27 名が修了し、農業の若手担い手として地域で活躍している。

しかしながら、依然として庄内南部地域における農業者数は年間 200 名のペースで減少しており、地域農業の持続は厳しい状況にある。

こうした背景を踏まえ、新規就農者の着実な育成・確保と担い手としての定着を目的として、新規就農希望者の研修相談や受入農家の募集登録及び研修受入マッチング、研修計画の作成及び研修の指導等を行う組織として、庄内南部地域の各市町と各農業協同組合等が共同し、「庄内南部新規就農者研修受入協議会」を設立するものである。

令和 7 年 3 月 2 7 日

鶴岡農業協同組合 代表理事組合長
庄内たがわ農業協同組合 代表理事組合長
余目町農業協同組合 代表理事組合長
鶴岡市農業委員会 会長
三川町農業委員会 会長
庄内町農業委員会 会長
鶴岡市長
三川町長
庄内町長

議第2号

鶴岡市新規就農者研修受入協議会規約の一部改正について

鶴岡市新規就農者研修受入協議会規約の一部を改正する。

(1) 改正理由

庄内南部新規就農者研修受入協議会の設立に伴い、関係個所を整備するため。

(2) 改正内容

下記新旧対照表のとおり。

鶴岡市新規就農者研修受入協議会規約 新旧対照表

現 行	改 正 後
鶴岡市新規就農者研修受入協議会規約	<u>庄内南部</u> 新規就農者研修受入協議会規約
(名称及び事業区域)	(名称及び事業区域)
第1条 本協議会は、鶴岡市新規就農者研修受入協議会（以下「協議会」という。）と称する。	第1条 本協議会は、 <u>庄内南部</u> 新規就農者研修受入協議会（以下「協議会」という。）と称する。
2 本協議会の事務所を鶴岡市馬場町9番25号鶴岡市役所農林水産部農政課内に置く。	2 本協議会の事務所を鶴岡市馬場町9番25号鶴岡市役所農林水産部農政課内に置く。
3 本協議会の事業区域は鶴岡市管内とする。	3 本協議会の事業区域は <u>鶴岡市、三川町、庄内町</u> 管内とする。
(目的)	(目的)
第2条 協議会は、新規就農者の研修受入体制を整備し、就農に向けた効果的な研修を行うことで、鶴岡市における新規就農者の定着育成支援を目的とする。	第2条 協議会は、新規就農者の研修受入体制を整備し、就農に向けた効果的な研修を行うことで、 <u>庄内南部</u> における新規就農者の定着育成支援を目的とする。
(事業)	(事業)
第3条 協議会の事業は次のとおりとする	第3条 協議会の事業は次のとおりとする
(1) 新規就農者の研修受入相談	(1) 新規就農者の研修受入相談
(2) 受入農家の募集及び調整	(2) 受入農家の募集及び調整
(3) 研修計画の作成	(3) 研修計画の作成
(4) その他協議会の運営に関し必要な事業	(4) その他協議会の運営に関し必要な事業
(組織)	(組織)
第4条 協議会は次の団体構成員を会員として組織するものとする。	第4条 協議会は次の団体構成員を会員として組織するものとする。
(1) 鶴岡市農業協同組合	(1) 鶴岡市農業協同組合
(2) 庄内たがわ農業協同組合	(2) 庄内たがわ農業協同組合
	<u>(3) 余目町農業協同組合</u>
(3) 鶴岡市農業委員会	<u>(4) 鶴岡市農業委員会</u>

(4) 鶴岡市 2 協議会にオブザーバーを置き、次の各号に掲げる者を充てる。 (1) 山形県庄内総合支庁産業経済部農業振興課長 (2) 山形県庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課長 (3) その他会長が必要と認める者 (役員の選任) 第5条 協議会に会長を置き、鶴岡市農林水産部長を充てる。 2 協議会に副会長2名、監事1名を置き、副会長には鶴岡市農業協同組合営農販売部長及び庄内たがわ農業協同組合営農販売部長を充てる。監事には鶴岡市農業委員会事務局長を充てる。 (役員の職務) 第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。 3 監事は、本会の事業及び会計を監査する。 (役員の任期) 第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 (総会) 第8条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。 2 会議の議長は、会長が務める。 3 通常総会は毎年度1回以上開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。 4 総会における議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。 (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。 (2) 事業報告及び収支決算に関すること。 (3) 諸規定の制定及び廃止に関すること。	(5) <u>三川町農業委員会</u> (6) <u>庄内町農業委員会</u> (7) 鶴岡市 (8) <u>三川町</u> (9) <u>庄内町</u> 2 協議会にオブザーバーを置き、次の各号に掲げる者を充てる。 (1) 山形県庄内総合支庁産業経済部農業振興課長 (2) 山形県庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課長 (3) その他会長が必要と認める者 (役員の選任) 第5条 協議会に会長を置き、鶴岡市農林水産部長を充てる。 2 協議会に副会長<u>3</u>名、監事1名を置き、副会長には鶴岡市農業協同組合営農販売部長、<u>庄内たがわ農業協同組合営農販売部長及び余目町農業協同組合営農販売部長</u>を充てる。監事には鶴岡市農業委員会事務局長を充てる。 (役員の職務) 第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。 3 監事は、本会の事業及び会計を監査する。 (役員の任期) 第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 (総会) 第8条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。 2 会議の議長は、会長が務める。 3 通常総会は毎年度1回以上開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。 4 総会における議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。 (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。 (2) 事業報告及び収支決算に関すること。 (3) 諸規定の制定及び廃止に関すること。
--	--

(運営委員会) 第9条 協議会の業務を円滑に行うため、運営委員会を置く。 2 運営委員会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。 (1) 鶴岡市農業協同組合営農販売部生産振興課長 (2) 庄内たがわ農業協同組合営農販売部営農企画課長 (3) 鶴岡市農林水産部農政課長 (4) 鶴岡市農業委員会事務局長 (5) 鶴岡市各庁舎産業建設課長 (6) 鶴岡市新規就農アドバイザー (7) その他会長が必要と認める者 3 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。 4 運営委員会は必要に応じ、委員長が招集する。 5 運営委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。 (1) 研修希望者の面談・審査 (2) 研修計画案の作成 (3) 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の申請支援 (4) 研修受入農家との調整 (5) 研修状況の確認・指導 (6) 就農に向けた相談指導 (7) 事業計画・予算決算の調製 (8) 総会議案の作成 (9) その他協議会の運営に必要な事項 6 運営委員会の庶務は、鶴岡市農政課において処理する。 (事務局) 第10条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、鶴岡市農林水産部農政課内（鶴岡市馬場町9番25号）に事務局を置き、事務局長に農政課課長を充てる。 (事業年度及び会計年度) 第11条 協議会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 2 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。	(運営委員会) 第9条 協議会の業務を円滑に行うため、運営委員会を置く。 2 運営委員会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。 (1) 鶴岡市農業協同組合営農販売部生産振興課長 (2) 庄内たがわ農業協同組合営農販売部営農企画課長 <u>(3) 余目町農業協同組合営農販売部農政企画係長</u> (4) 鶴岡市農業委員会事務局長 <u>(5) 三川町農業委員会事務局長</u> <u>(削除)</u> <u>(6) 庄内町農業委員会事務局長</u> <u>(7) 鶴岡市農林水産部農政課長</u> <u>(8) 三川町産業振興課長</u> <u>(9) 庄内町農林課長</u> <u>(10) 鶴岡市各庁舎産業建設課長</u> <u>(11) その他会長が必要と認める者</u> 3 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。 4 運営委員会は必要に応じ、委員長が招集する。 5 運営委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。 (1) 研修希望者の面談・審査 (2) 研修計画案の作成 (3) 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の申請支援 (4) 研修受入農家との調整 (5) 研修状況の確認・指導 (6) 就農に向けた相談指導及び就農後の相談指導 (7) 事業計画・予算決算の調製 (8) 総会議案の作成 (9) その他協議会の運営に必要な事項 <u>6 (削除)</u> (事務局) 第10条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、鶴岡市農林水産部農政課内に<u>主たる事務局</u>を置き、事務局長に鶴岡市農政課長、<u>事務局次長に三川町産業振興課長及び庄内町農林課長</u>を充てる。 (事業年度及び会計年度) 第11条 協議会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 2 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。
--	--

(資金) 第 1 2 条 協議会の事務に要する経費は、構成団体からの負担金等をもって充てる。 2 前項の負担金は、鶴岡市農業協同組合、庄内たがわ農業協同組合、鶴岡市で等分する。 (雑則) 第 1 3 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、別に定める。 附 則 1 この規約は、平成 2 7 年 7 月 6 日から施行する。 2 協議会の設立当初の役員の選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。 3 協議会の設立初年度の事業年度については、第 1 1 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の 3 月 3 1 日までとする。 附 則 1 この規約は、平成 2 9 年 5 月 1 5 日から施行する。 附 則 1 この規約は、平成 3 0 年 5 月 1 日から施行する。 附 則 1 この規約は、令和元年 5 月 3 1 日から施行する。 附 則 1 この規約は、令和 6 年 6 月 2 8 日から施行する。	(資金) 第 1 2 条 協議会の事務に要する経費は、構成団体からの負担金等をもって充てる。 2 前項の負担金は、鶴岡市農業協同組合、庄内たがわ農業協同組合、<u>余目町農業協同組合</u>、鶴岡市、<u>三川町</u>、<u>庄内町</u>で等分する。 (雑則) 第 1 3 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、別に定める。 附 則 1 この規約は、平成 2 7 年 7 月 6 日から施行する。 2 協議会の設立当初の役員の選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。 3 協議会の設立初年度の事業年度については、第 1 1 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の 3 月 3 1 日までとする。 附 則 1 この規約は、平成 2 9 年 5 月 1 5 日から施行する。 附 則 1 この規約は、平成 3 0 年 5 月 1 日から施行する。 附 則 1 この規約は、令和元年 5 月 3 1 日から施行する。 附 則 1 この規約は、令和 6 年 6 月 2 8 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>1 この規約は、令和 7 年 3 月 2 7 日から施行する。</u>
---	--

庄内南部新規就農者研修受入協議会規約

(名称及び事業区域)

第1条 本協議会は、庄内南部新規就農者研修受入協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 本協議会の事務所を鶴岡市馬場町9番25号鶴岡市役所農林水産部農政課内に置く。

3 本協議会の事業区域は鶴岡市、三川町、庄内町管内とする。

(目的)

第2条 協議会は、新規就農者の研修受入体制を整備し、就農に向けた効果的な研修を行うことで、庄内南部における新規就農者の定着育成支援を目的とする。

(事業)

第3条 協議会の事業は次のとおりとする

- (1) 新規就農者の研修受入相談
- (2) 受入農家の募集及び調整
- (3) 研修計画の作成
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事業

(組織)

第4条 協議会は次の団体構成員を会員として組織するものとする。

- (1) 鶴岡市農業協同組合
- (2) 庄内たがわ農業協同組合
- (3) 余目町農業協同組合
- (4) 鶴岡市農業委員会
- (5) 三川町農業委員会
- (6) 庄内町農業委員会
- (7) 鶴岡市
- (8) 三川町
- (9) 庄内町

2 協議会にオブザーバーを置き、次の各号に掲げる者を充てる。

- (1) 山形県庄内総合支庁産業経済部農業振興課長
- (2) 山形県庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課長
- (3) その他会長が必要と認める者

(役員の選任)

第5条 協議会に会長を置き、鶴岡市農林水産部長を充てる。

- 2 協議会に副会長3名、監事1名を置き、副会長には鶴岡市農業協同組合営農販売部長、庄内たがわ農業協同組合営農販売部長及び余目町農業協同組合営農販売部長を充てる。監事には鶴岡市農業委員会事務局長を充てる。

(役員の職務)

第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。
- 3 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 通常総会は毎年度1回以上開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 4 総会における議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 諸規定の制定及び廃止に関すること。

(運営委員会)

第9条 協議会の業務を円滑に行うため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 鶴岡市農業協同組合営農販売部生産振興課長
 - (2) 庄内たがわ農業協同組合営農販売部営農企画課長
 - (3) 余目町農業協同組合営農販売部農政企画係長
 - (4) 鶴岡市農業委員会事務局長
 - (5) 三川町農業委員会事務局長
 - (6) 庄内町農業委員会事務局長
 - (7) 鶴岡市農林水産部農政課長
 - (8) 三川町産業振興課長
 - (9) 庄内町農林課長
 - (10) 鶴岡市各庁舎産業建設課長
 - (11) その他会長が必要と認める者
- 3 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。
- 4 運営委員会は必要に応じ、委員長が招集する。

5 運営委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 研修希望者の面談・審査
- (2) 研修計画案の作成
- (3) 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の申請支援
- (4) 研修受入農家との調整
- (5) 研修状況の確認・指導
- (6) 就農に向けた相談指導及び就農後の相談指導
- (7) 事業計画・予算決算の調製
- (8) 総会議案の作成
- (9) その他協議会の運営に必要な事項

（事務局）

第10条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、鶴岡市農林水産部農政課内に主たる事務局を置き、事務局長に鶴岡市農政課長、事務局次長に三川町産業振興課長及び庄内町農林課長を充てる。

（事業年度及び会計年度）

第11条 協議会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

（資金）

第12条 協議会の事務に要する経費は、構成団体からの負担金等をもって充てる。

2 前項の負担金は、鶴岡市農業協同組合、庄内たがわ農業協同組合、余目町農業協同組合、鶴岡市、三川町、庄内町で等分する。

（雑則）

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年7月6日から施行する。

2 協議会の設立当初の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第7条第1項の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の事業年度については、第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和6年6月28日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和7年3月27日から施行する。

令和7年度 庄内南部新規就農者研修受入協議会 事業計画

新規就農者の着実な育成確保と担い手としての定着を図るため、本協議会において以下の事業を実施する。

(1)新規就農希望者へのPRや就農イベントへの出展

- ・地元在住者への研修希望の掘り起こし
(WEBでの相談・申込フォームの新設、研修生募集PR活動の展開)
- ・「新・農業人フェア」等の首都圏、大都市で開催される就農相談会への出展 等

(2)新規就農に向けた農業研修の実施

- ・研修希望者面接会の開催
- ・研修計画の作成支援
- ・研修受入農家の募集、研修先決定に至るまでの調整
- ・現地巡回等の定期的な研修状況把握による適切かつ効果的な研修の提供
- ・独立自営就農、雇用就農、第三者継承等、就農形態に応じた就農準備支援
- ・新規就農後の経営安定、定着までの相談支援 等

(3)新規就農者育成総合対策「就農準備資金」の活用に向けた支援

- ・申請書類作成時における指導、助言
- ・研修日誌、状況報告書類等の作成に関する指導・助言 等

(4)研修会・意見交換会等の実施

- ・研修生と地域の農業者の交流及びネットワークづくり等を目的とした研修会や意見交換会、交流会の開催
- ・受入農家意見交換会の開催 等

(5)地域定住農業者育成コンソーシアム等との相互連携

- ・「食と農のビジネス塾」など、コンソーシアムが行う各種事業への協力
- ・「庄内アグリユース」等新規就農者自主組織が行う交流活動への参加・開催支援 等

令和7年度 庄内南部新規就農者研修受入協議会 予算書(案)

一般会計

○収入

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
負担金	360,000	180,000	180,000	鶴岡市 60,000円、庄内町 60,000円、 三川町 60,000円、JA鶴岡 60,000円 JA庄内たがわ 60,000円、JAあまるめ 60,000円
合計	360,000	180,000	180,000	

○支出

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
報償費	125,000	90,000	35,000	受入農家意見交換会謝礼等 ⇒ <u>広域化に伴い研修会の規模が増加するため</u>
消耗品費	60,000	30,000	30,000	資料用紙等 ⇒ <u>構成団体の増加に伴い必要な消耗品が増加するため</u>
食糧費	10,000	5,000	5,000	現地見学会お茶代等 ⇒ <u>広域化に伴い参加者の増加を見込むため</u>
手数料	0	0	0	
旅 費	165,000	55,000	110,000	就農相談会(東京会場) ⇒ <u>広域化に伴い参加者の増員を見込むため</u>
会場費	0	0	0	
通信費	0	0	0	
予備費	0	0	0	
合 計	360,000	180,000	180,000	

農業人材育成アドバイザー業務委託会計

○収入

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
補助金	9,607,000	6,829,000	2,778,000	人材育成アドバイザー業務補助金 (鶴岡市7,830千円、庄内町1,287千円、三川町490千円)
合計	9,607,000	6,829,000	2,778,000	

○支出

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
人件費	9,397,800	6,627,000	2,770,800	シニアアドバイザー人件費 就農アドバイザー(2名)人件費
報償費	0	0	0	
旅費	56,000	28,000	28,000	活動費、視察等旅費 ⇒アドバイザーの増に伴うもの
消耗品費	40,000	20,000	20,000	事務用消耗品 ⇒アドバイザーの増に伴うもの
手数料	13,200	13,200	0	振込手数料
修繕費	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	
負担金	0	0	0	
予備費	100,000	140,800	▲ 40,800	
合計	9,607,000	6,829,000	2,778,000	